



島根県報

令和8年3月24日（火）

号外 第 3 9 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 5

告 示

島根県告示第164号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県 道	市木井原線	邑智郡邑南町矢上7011番地先から同7013番地先まで	前	メートル 14.40～ 51.00	メートル 99.30	災害防除工事 拡幅	
			後	18.80～ 59.50	99.30		
"	"	邑智郡邑南町矢上7002番3地先から同2517番1地先まで	前	40.60～ 62.80	41.80	"	
			後	54.10～ 74.50	41.80		
"	川本波多線	邑智郡川本町大字川本193番1地先から同郡美郷町乙原703番1地先まで	前	A	4.10～ 36.80	3,338.00	左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ
				B	7.01～ 77.03		
		後	A	4.10～ 58.70	3,338.00		
			B	7.01～ 77.03		2,583.00	
			C	11.42～ 66.09			
"	美郷飯南線	邑智郡美郷町酒谷576番1地先から同165番7地先まで	前	13.50～ 25.80	95.50		災害防除工事 拡幅
			後	13.50～ 34.10	95.50		

"	"	邑智郡美郷町酒谷542番 3地先から同541番2地 先まで	前	15.40～ 18.90	63.00	災害防除工事 拡幅
			後	16.00～ 36.10	63.00	
"	"	邑智郡美郷町酒谷541番 2地先から同番1地先 まで	前	10.70～ 13.50	79.50	災害防除工事 拡幅
			後	12.00～ 31.70	79.50	
"	下府江津線	浜田市大金町口431番4 地先から同市下有福町 875番16地先まで	前 A	4.00～ 25.80	1,105.00	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 市道移管
			後 B	9.00～ 75.00	1,060.00	
"	黒沢安城浜 田線	浜田市三階町1551番2 地先から同市河内町 3222番4地先まで	前 A	4.00～ 45.00	970.00	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 付替県道工事 ダブルウェイ解消 市道移管
			前 B	10.00～ 268.00	1,681.00	
		後 B	10.00～ 268.00	1,681.00		
"	桜江金城線	浜田市金城町追原55番 6地先から同番2地先 まで	前 A	16.60～ 83.40	160.00	左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市道移管
			前 B	5.90～ 13.30	43.40	
			後 A	16.60～ 83.40	160.00	
"	跡市波子停 車場線	浜田市大金町口107番1 地先から江津市波子町 口2090番5地先まで	前 A	5.00～ 35.00	593.00	浜田県土整備 事務所 左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消
		浜田市大金町口477番4 地先から江津市波子町	前 B	14.00～ 105.00	487.00	

		口2090番5地先まで	後 B	14.00～ 105.00	487.00		市道移管
"	田所国府線	浜田市大金町口352番3地先から同口431番4地先まで	前	A	4.00～ 9.00	1,125.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	9.00～ 75.00	1,250.00	
			後 B	9.00～ 75.00	1,250.00		
"	"	浜田市金城町追原5番1地先から同73番5地先まで	前	A	5.00～ 14.90	217.50	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	4.00～ 27.80	303.60	
			後 A	5.00～ 14.90	217.50		
"	野地鎌手停車場線	益田市西平町503番1地先から同町521番2地先まで	前	A	10.30～ 19.53	175.00	益田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 迂回路撤去
				B	6.50～ 22.47	177.19	
			後 A	10.30～ 19.53	175.00		

島根県告示第165号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	261号	江津市松川町八神105番3地先から同85番1地先まで	メートル 300.00	令和8年3月24日	浜田県土整備事務所	
県道	川本波多線	邑智郡美郷町吾郷1770番1地先から同30番2地先まで	85.40	令和8年3月24日	県央県土整備事務所	
〃	瓜坂川合線	大田市川合町川合2125番1地先から同2123番5地先まで	71.22	令和8年3月24日	県央県土整備事務所大田事業所	
〃	温泉津川本線	大田市温泉津町井田イ349番1地先から同イ931番1地先まで	100.00	令和8年3月24日		
〃	湯里停車場祖式線	大田市温泉津町湯里2762番1地先から同地先まで	21.11	令和8年3月24日		